

認知症高齢者等を対象とした GPS サービス運用業務委託仕様書

1 委託事業の概要

(1)委託事業の名称

認知症高齢者等を対象とした GPS サービス

(2)事業運用期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3)委託事業の概要

認知症高齢者等を対象とした GPS サービス（以下、「本事業」という）は、神戸市認知症と診断された者による事故に関する救済制度（以下、「事故救済制度」という）の一部として、認知症と診断された人に対し、GPS 端末を貸し出すとともに、その一部費用を市が負担する事業である。

2 委託事業者を求めること

(1) 本事業について、認知症の人やそのご家族が安全安心に暮らすことができる、認知症の人にやさしいまちづくりのための事業であることを理解し、業務を行うこと。

(2) 委託事業者が有する知識、経験、ノウハウを生かして、神戸市と委託事業者が緊密な連携を図り協力することで、効率的かつ安定した運営を行うこと。

3 委託事業の内容

(1)GPS サービスの提供

認知症と診断された人の行方不明の未然防止や行方不明時の早期発見のために、下記一方もしくは両方の GPS サービスを提供すること。

A：非常時のかけつけ（検索）を含むサービス

B：非常時のかけつけ（検索）を含まないサービス

(2)市が負担する費用（委託料）

本事業の利用申込み者（認知症と診断された人）（以下「利用者」という。）が本事業を利用する際の費用のうち、市が負担する費用（委託料）は次の①～③の通りとする。

①本事業の利用開始に伴う契約事務手数料

②本事業の月額利用料の半額

③年度内で 6 回目までのかけつけサービスの利用料（A のみ）

(3)業務内容

ア 利用者との利用契約等の締結

市が提供する、本事業の利用者及び利用者が指定する連絡先（以下「利用者等」という。）の名簿に基づき、利用者等に対して委託事業者の提供するサービスについて説明したうえで、委託

事業者と利用者等との契約等に基づきサービスを提供する。

イ 機器類の貸し出しと利用説明

端末を含む標準機器（以下「標準機器」という）の貸し出しを行う。また、利用者等に対して貸し出した標準機器の取扱方法および適切な利用についての説明を行う。

ウ 問い合わせ対応

サービス提供後の利用者等からの問い合わせ対応を行う。

エ 24 時間 365 日対応コールセンターの設置

利用者等から標準機器所持者の位置探索依頼があった場合のためにコールセンターを設置し、適切かつ迅速に対応できるようにする。

オ 位置探索

利用者等から標準機器所持者の位置探索依頼があった場合は、位置探索を行い、位置情報の提供を行う。捜査機関から依頼があった場合も同様とする。

カ かけつけサービスの提供（A のみ）

利用者等からかけつけサービスの出動依頼があった場合は、警備員を出動させ、利用者の探索を行う。

キ 利用実績の報告

毎月の利用実績報告を市が指示する様式により翌月 15 日までに市に提出する。

また、年度末に 1 回、1 年間の利用実績報告を市に提出する。

ク 利用者等への直接請求

利用者等が自ら負担すべき料金について、利用者等に直接請求を行う。

なお、利用者等に直接請求を行う費用は、次の①～③の通りとする。

①月額利用料の半額

②年度内で 7 回目以降のかけつけサービスの利用料（A のみ）

③端末紛失時等に発生する手数料

ケ 利用終了時の手配

委託事業者の提供するサービスの利用終了を利用者等が希望する場合は、必要な手続きおよび標準機器の回収を行う。

コ 利用者等への連絡

本事業の改変、終了等により利用者等への情報提供等が必要な場合に、市の求めに応じて利用者等への案内等を行う。

サ 利用者情報の管理および連携

利用者の情報については委託事業者において台帳等で適切に管理し、業務上必要な情報については適宜、市と委託事業者の間で連携を行う。

4 委託料の支払い

3 の（2）市が負担する費用について、毎月の利用実績報告に基づき、検査終了後に委託事業者の請求により支払う（ただし、半年ごとの支払いなど、企画提案の中でこれと異なる提案をすることを妨げない）。

5 翌年度への事業の継続

翌年度以降も予算の成立を前提として、事業継続することを想定しているが、事業者の都合により令和8年3月末で事業の終了を希望する場合には、令和7年12月末までに神戸市と協議をすること。

6 その他

- ・本業務により、作成された成果物等の著作物は、原則として市に帰属するものとする。また、委託事業者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ・市より事務フローの見直しを指示した際は、双方協議のうえ、改善に努めるものとする。
- ・委託事業者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ・委託事業者は下記URLに掲載されている「神戸市情報セキュリティポリシー」（「神戸市情報セキュリティ基本方針」）及び「神戸市情報セキュリティ対策基準」並びに「情報セキュリティ遵守特記事項（委託契約用）」を参照のうえ、遵守すること。

（参照）神戸市情報セキュリティポリシー

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- ・その他、この仕様書に記載のない事項、及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議のうえ、決定する。

（参考）

GPS 安心かけつけサービス利用者数 128人（令和7年1月末時点）